

第 26 号議案

令和 7 年度芦屋市公共用地取得費特別会計予算

令和 7 年度芦屋市の公共用地取得費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 949,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財産収入		430,809
	2 財産売却収入	430,809
2 繰入金		3,852
	2 繰入金	3,852
3 繰越金		1
	3 繰越金	1
4 諸収入		57,938
	20 雑入	57,938
5 市債		456,400
	5 市債	456,400
歳 入 合 計		949,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 用地費		467,447
	1 用地買収費	467,447
2 公債費		435,652
	2 公債費	435,652
3 諸支出金		44,901
	3 諸支出金	44,901
30 予備費		1,000
	30 予備費	1,000
歳 出 合 計		949,000

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得 事 業	千円 456,400	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えることができる。